

（電気装置）

第285条の3 保安基準第65条の4第1項の告示で定める基準は、一般原動機付自転車に備える電気装置が、サイバーセキュリティを確保できるものであることとする。この場合において、次に掲げる電気装置であって、その性能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

- 一 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
 - 二 サイバーセキュリティシステムに係る電気装置に変更がないもの
- 2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。
 - 二 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。
 - 三 原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられていること。
 - 四 原動機用蓄電池は、一般原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。
- 3 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。